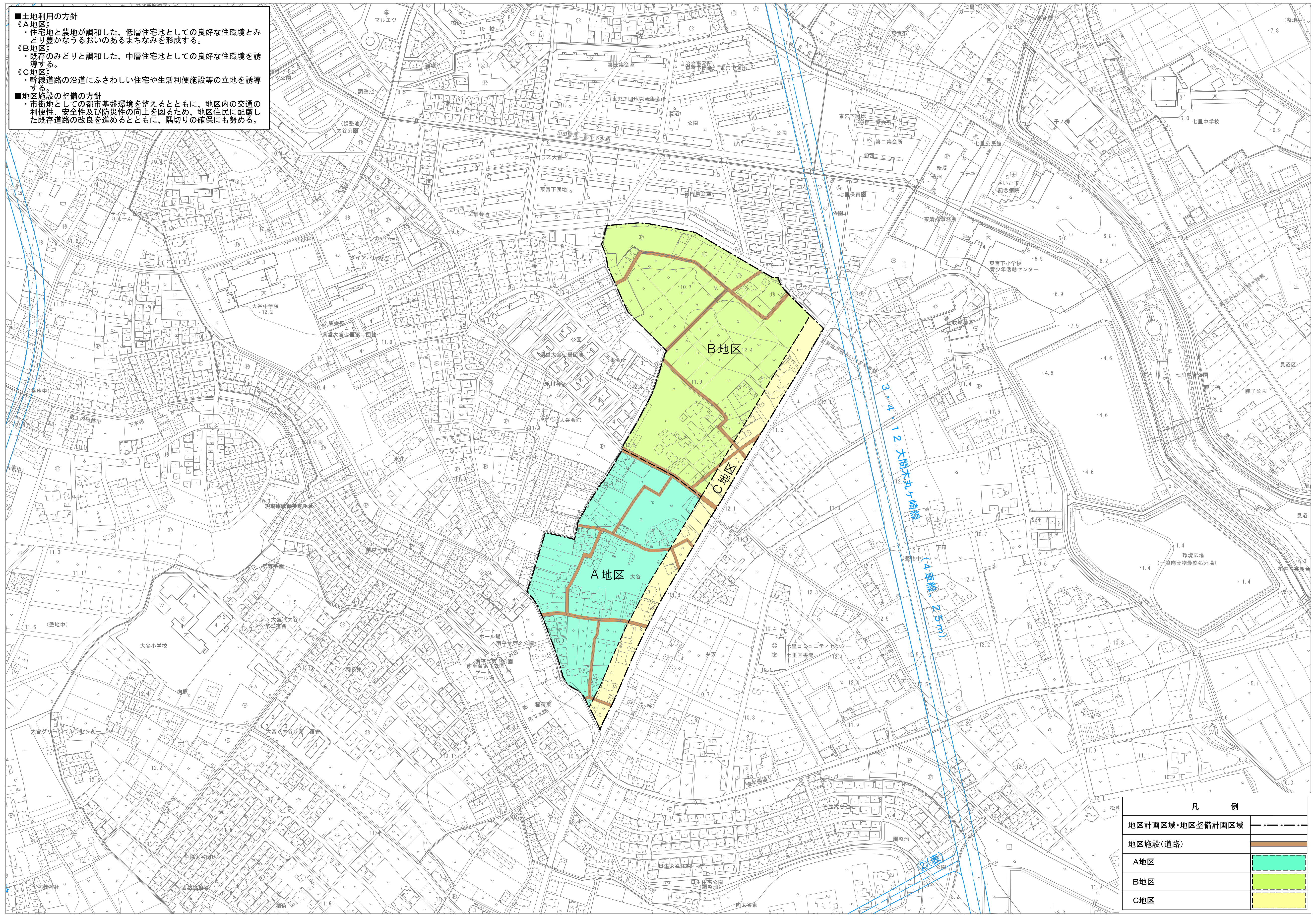


- 土地利用の方針
- 《A地区》
    - ・住宅地と農地が調和した、低層住宅地としての良好な住環境とみどり豊かなるおいのあるまちなみを形成する。
  - 《B地区》
    - ・既存のみどりと調和した、中層住宅地としての良好な住環境を誘導する。
  - 《C地区》
    - ・幹線道路の沿道にふさわしい住宅や生活利便施設等の立地を誘導する。
- 地区施設の整備の方針
- ・市街地としての都市基盤環境を整えるとともに、地区内の交通の利便性、安全性及び防災性の向上を図るため、地区住民に配慮した既存道路の改良を進めるとともに、隅切りの確保にも努める。



凡 例	
地区計画区域・地区整備計画区域	-----
地区施設(道路)	—————
A地区	■
B地区	■
C地区	■